

【 保育所・認定こども園・小規模保育事業所とは 】

保育所は、保護者が働いている場合又は疾病等の理由により、その家庭において日中保育ができない乳幼児を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

小規模保育事業所は、江南市が定める認可基準を満たし、認可・確認を受けた小規模な保育施設です。

【 教育・保育給付認定について 】

入所を希望する方は、教育・保育施設に子どもの年齢、保育の必要性の申請をして、下表に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望する	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業所

* 幼稚園・・・満3歳から小学校入学前までの児童が、小学校以降の教育の基礎をつくるための教育を行う施設。

* 認定こども園・・・教育と保育を一体的に行う施設。

* 地域型保育事業所・・・主に3歳未満児の保育を行う小規模な保育施設。

(事業類型には、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がある。)

【 利用時間区分について 】

2号認定又は3号認定の方は、保育を必要とする事由及びその時間により、利用できる保育時間が決まります。

認定区分	内容	利用時間区分
保育標準時間	就労や就学を月120時間以上行っている場合、産前産後、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、虐待やDVのおそれがある場合	保育所・小規模保育事業所は午前8時から午後7時まで、認定こども園は午前7時30分から午後6時30分までを限度として、就労状況等に応じて利用可能
保育短時間	就労や就学を月60時間以上行っている場合、求職活動、育児休業取得の場合	午前8時から午後4時までの1日8時間の保育が利用可能

※ 保育標準時間と保育短時間では、保育料が異なります。

※ 保育標準時間から保育短時間への利用時間区分変更は可能です。

(保育短時間の認定を受けた方は、保育標準時間の選択はできません。)

【 保育を必要とする要件について 】

保育を必要とし、2号・3号の認定を受けて保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という）を利用するためには、保護者（父母等）が保育を必要とする事由である次のいずれかに該当していることが必要となります。

なお、その家庭に児童を保育できる方がいる場合は除かれます。

保育認定事由	具体的な保護者の保育認定事由
1 就 労	月 60 時間以上就労していること
2 産前産後	出産予定日の前 3 か月及び出産日の後 2 か月のうち必要な期間
3 疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること 精神又は身体に障害を有する状態であること
4 介護・看護	長期入院等している同居の親族を常時介護・看護していること
5 災害復旧	災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合
6 就 学	月 60 時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）、もしくは就学時間と就労時間の合算時間が 60 時間以上であること
7 求職活動	申込み時点で就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること（求職活動の場合は、1 か月の有効期限となります。入園を継続するには入園後 1 か月以内に就労証明書等の提出が必要です）
8 育児休業（注 1） （3歳以上児対象）	会社の休業制度を利用し、下の子の育児休業を取得していること
9 その他	・虐待やDVのおそれがあること ・上記 1～8に類する状態にあること

（注1）育児休業取得前に既に江南市内の保育所等を利用していた2歳児クラスの子については、継続利用ができます。

※就労時間や事由の変更等により、保育短時間・保育標準時間が変わる場合は、変更申請が必要です。

【 保育所等の入所基準について 】

保育所等に入所できる児童は、次のアとイの要件をすべて満たす場合です。

ア．児童及び保護者が江南市に住民登録している方で、実際に江南市にお住まいの方
（外国人の場合、在留資格や在留期間が有効な方）

イ．保育の必要性があり、教育・保育給付認定のうち2号または3号の認定を受けた方

※ 児童の保護者が、保育利用の認定基準に達しているか等を総合的に判断し、決定します。
また、定員を超えた場合には利用調整を行います。

※ 入所を希望する日までに、江南市へ転入予定の場合、入所申込みは可能です。

【 利用調整等について 】

● 利用調整について

定員を超える申し込みがあった場合、選考基準に基づいて利用調整を行い、保育の必要の高い方から順に入所を決定します。利用調整の結果、第1希望以外の保育所等に入所決定することがあります。

保育所等利用調整基準は江南市ホームページに掲載しています。

● 年度途中のきょうだい転園について

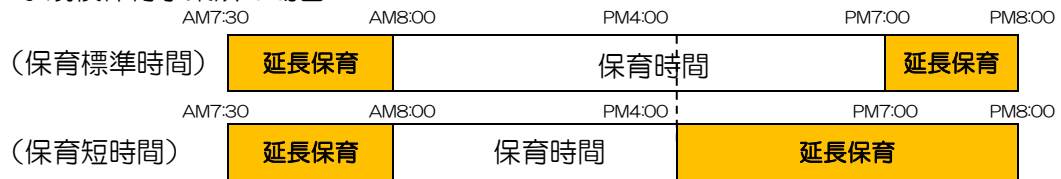
4月入園時に、きょうだいが別園に入所しており、年度途中に退園等で希望園に空きが出た場合には、保護者の希望により優先的に転園することができます。但し、きょうだい転所希望が複数名いた場合には、その中で利用調整を行います。

【 保育時間について 】

● 保育時間について

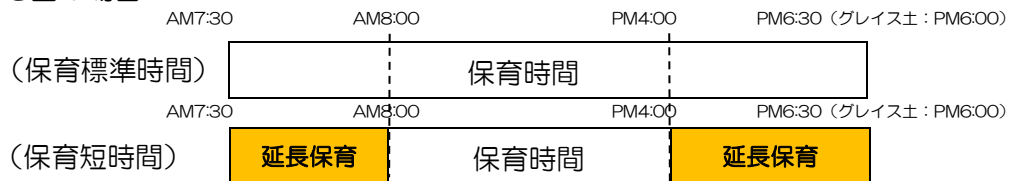
通常の保育時間は、「保育短時間」の認定を受けた方は午前8時から午後4時まで、「保育標準時間」の認定を受けた方は午前8時から午後7時まで（認定こども園は、月～金：午前7時30分から午後6時30分まで、土：午前7時30分から午後6時30分（グレイスは6時）までのうち必要な時間です。保護者の就労等の理由により、この保育時間を超えて保育が必要となる場合に、延長保育が利用できます。

◆保育所・小規模保育事業所の場合



※午後7時以降の延長保育は、古知野西保育園、布袋北保育園、アイグラン保育園江南中央の3園のみ実施しています。

◆認定こども園の場合



【 保育料等について 】

● 保育所保育料について

- 保育所保育料は、父母の市町村民税の合計額で決定します。ただし、父母の市町村民税が非課税の場合は、同居の祖父母のどちらかを「家計の主宰者」として合算します。
また、父母が離婚している場合でも、児童と同居している方（祖父母など）、または親権を有する方は保育所保育料算定上の扶養義務者となる場合があります。ひとり親世帯であっても、生計を一つとしていると考えられる同居人（内縁の妻や夫など）がある場合には、その方も扶養義務者とみなし、算定根拠に含めます。
- 保育所保育料を決定する際、調整控除額以外の税額控除は適用しません。
- 4月分から8月分までは令和8年度市町村民税により、9月分から翌年3月分までは令和9年度市町村民税により決定します。
- 児童の年齢は、令和9年4月1日の年齢とし、年度内適用とします。年度途中で年齢が変わっても、その年度中は年齢による保育所保育料の変更はありません。
保護者の皆さまに負担していただく保育料等は、保育所等で日々の保育を実施していく上で貴重な財源です。保育料等を滞納しないよう、ご理解ご協力をお願いします。
※ 未申告等のため税額が不明な世帯にあっては、児童の年齢の最高額の保育料になる場合があります。

● 入所・退所と保育料日割計算について

保育所等の入所は月の初日を原則とし、退所は月の末日を原則とするため、保育料は月額料金となっています。例外的に、特別な事情により月途中入所及び月途中退所をした場合には、保育料を下記の計算方法により日割計算します。但し、月途中退所の場合、保育実施の最終日の15日前までに退所届を提出した場合に限ります。月途中入所及び月途中退所を希望する場合には、ご相談ください。

（1）月途中入所の場合

月額保育料 × その月の入所日から末日までの開所日数 ÷ 25日
(25日を超える場合は25日とします)

※ 10円未満の端数は切り捨てます。

（2）月途中退所の場合

月額保育料 × その月の初日から保育実施の最終日までの開所日 ÷ 25日
(25日を超える場合は25日とします)

※ 10円未満の端数は切り捨てます。

※ 保育所等を欠席した場合には、保育料は日割計算されません。

● 幼児教育・保育の無償化について

3歳児以上の子どもは、保育所保育料が無償化の対象となります。但し給食費については、無償化の対象外です。また、延長保育料、私的契約児利用料、保護者会費、保育用品費等についても無償化の対象外となります。

3歳未満児の子どもは非課税世帯のみ、保育所保育料が無償化の対象となります（給食費は保育所保育料に含まれているため無償化の対象となります）。3歳児以上の子ども同様に、延長保育料、保護者会費、保育用品費等は無償化の対象外になります。

● 給食費実費徴収金について（土曜日除く）

3歳児以上の給食費実費徴収金については、公立保育園は主食費（パン・ごはん）1,000円、副食費（おやつ含む）5,000円を合わせて6,000円（布袋北保育園を除く）、認定江南こども園グレイスは主食費1,760円と副食7,480円を合わせて9,240円。認定こども園みどりの風幼稚園は主食費2,290円と副食費5,410円を合わせて7,700円です。（令和8年度実績）

● 副食費（おかず・おやつ）の負担減免について

年収360万円未満相当世帯の子どもと、所得階層に関わらず第3子（小学校3年生以下のきょうだいのみカウント）以降の子どもについては、副食費（おかず・おやつ）が全額免除となります。

● 土曜日の保育について

保育所等では、土曜日を「親子ふれあい日」としており、保育が必要な児童のみ保育を行っています。「土曜保育調査票」を提出された方で、その必要が認められた場合は土曜日保育の利用ができます。土曜日保育の給食費は、各施設以下のとおりです。

土曜日の給食費（土曜日の給食費は2号認定こどものみ発生します）（令和8年度）

	主食費	副食費	給食費	備考
市内14園	30円/日	220円/日	250円/日	現金にて実費徴収
古知野西保育園	30円/日	220円/日	250円/日	現金にて実費徴収
布袋北保育園	週6保育の場合には、主食費1,000円、副食費6,000円となり、給食費は7,000円。それに加えて土曜日の主食費は30円/日が増加される			
アイگران保育園 江南中央	別途徴収なし			
認定江南こども園 グレイス	462円/日			銀行引き落とし
認定こども園 みどりの風幼稚園	380円/日			現金にて実費徴収

● 第二子保育料無料化等について

江南市では県の補助制度を受けて、第二子以降の児童（3歳未満児に限る）にかかる保育料を減免しています。減免の割合は「全額、半額、減免なし」の3種類があります。この補助制度は、変更することがあります。該当する世帯には入所以降申請の案内をさせていただきます。

対象児童：保護者が養育、監護している満18歳未満の児童が2人以上いる世帯の児童のうち、2人目以降の児童が3歳未満児であり、県の指定する世帯の階層に該当する児童。

● 退所について

保護者や児童が次の場合は、退所となります。

- ・保護者の退職などにより、保育を必要とする事由がなくなった場合
- ・児童を家庭で保育できるようになった場合
- ・在園している児童が長期にわたり登園しないことが見込まれることになった場合（里帰り出産や児童の入院などで、その月に登園が見込まれない場合が該当します。）
- ・市外に転出した場合

(参考) 令和8年度 保育所保育料等徴収基準表

ひとり親等対象世帯		(月額/円)											
		保育所保育料											
		3歳児以上						3歳児未満					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯												
B	市町村民税非課税世帯												
C	市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)												
D1	所得割課税額(円) 1 ～ 4,999							0	0	0	0	0	0
D2	" 5,000 ～ 48,599							5,500	0	0	5,000	0	0
D3	" 48,600 ～ 59,999							6,200	0	0	5,600	0	0
D4	" 60,000 ～ 71,999							7,000	0	0	6,300	0	0
D5	" 72,000 ～ 77,100							7,900	0	0	7,100	0	0
	" 77,101 ～ 83,999							8,900	0	0	8,000	0	0
	" 84,000 ～ 96,999							20,500	10,250	0	18,200	9,100	0
D6	" 97,000 ～ 119,999							25,800	12,900	0	23,400	11,700	0
D7	" 120,000 ～ 149,999							33,300	16,650	0	30,800	15,400	0
D8	" 150,000 ～ 179,999							38,000	19,000	0	35,500	17,750	0
D9	" 180,000 ～ 219,999							43,800	21,900	0	41,300	20,650	0
D10	" 220,000 ～ 269,999							50,000	25,000	0	47,500	23,750	0
D11	" 270,000 ～ 329,999							53,400	26,700	0	50,900	25,450	0
D12	" 330,000 ～ 396,999							57,200	28,600	0	54,700	27,350	0
D13	" 397,000以上							57,500	28,750	0	55,000	27,500	0
D14	" 397,000以上							58,500	29,250	0	56,000	28,000	0

給食費(主食費＋副食費)												
		3歳児以上						3歳児未満				
		標準時間			短時間			標準時間			短時間	
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子
生活保護世帯		主食費						主食費、副食費ともに 保育料に含まれる 0				
所得割課税額		1,000										
77,101以上		主食費＋副食費 6,000		主食費 1,000	主食費＋副食費 6,000		主食費 1,000					

※児童数は、所得割課税額が77,101円未満の世帯については、保護者が扶養している児童数を、77,101円以上の世帯については
保育園又は幼稚園等に通っている児童数のみを換算する。第3子以降に該当する児童の保育料は無料。

※ひとり親等世帯とは

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のいない者で実際に児童を扶養している世帯
(2) 在宅障がい児(者)のいる世帯(次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。)
(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
(イ) 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
(エ) 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

上記以外		(月額/円)											
		保育所保育料											
		3歳児以上						3歳児未満					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯												
B	市町村民税非課税世帯												
C	市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)												
D1	所得割課税額(円) 1 ～ 4,999							9,200	4,600	0	8,200	4,100	0
D2	" 5,000 ～ 48,599							12,200	6,100	0	10,700	5,350	0
D3	" 48,600 ～ 57,699							14,200	7,100	0	12,200	6,100	0
	" 57,700 ～ 59,999							15,000	7,500	0	12,900	6,450	0
	" 60,000 ～ 71,999							15,000	7,500	0	12,900	6,450	0
D4	" 72,000 ～ 83,999							17,400	8,700	0	15,200	7,600	0
D5	" 84,000 ～ 96,999							20,500	10,250	0	18,200	9,100	0
D6	" 97,000 ～ 119,999							25,800	12,900	0	23,400	11,700	0
D7	" 120,000 ～ 149,999							33,300	16,650	0	30,800	15,400	0
D8	" 150,000 ～ 179,999							38,000	19,000	0	35,500	17,750	0
D9	" 180,000 ～ 219,999							43,800	21,900	0	41,300	20,650	0
D10	" 220,000 ～ 269,999							50,000	25,000	0	47,500	23,750	0
D11	" 270,000 ～ 329,999							53,400	26,700	0	50,900	25,450	0
D12	" 330,000 ～ 396,999							57,200	28,600	0	54,700	27,350	0
D13	" 397,000以上							57,500	28,750	0	55,000	27,500	0
D14	" 397,000以上							58,500	29,250	0	56,000	28,000	0

給食費(主食費＋副食費)												
		3歳児以上						3歳児未満				
		標準時間			短時間			標準時間			短時間	
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子
生活保護世帯		主食費 1,000						主食費、副食費ともに 保育料に含まれる 0				
所得割課税額 ～ 57,699												
" 57,700以上		主食費＋副食費 6,000		主食費 1,000	主食費＋副食費 6,000		主食費 1,000					

※児童数は、所得割課税額が57,700円未満の世帯については、保護者が扶養している児童数を、57,700円以上の世帯については
保育園又は幼稚園等に通っている児童数のみを換算する。第3子以降に該当する児童の保育料は無料。

【 延長保育について 】

延長保育は、1 時間単位になります。

（午前 7 時 30 分～午前 8 時、アイگران保育園江南中央の午後 7 時～午後 7 時 30 分、認定こども園の午後 6 時～午後 6 時 30 分のみ 30 分単位が適用されます）

延長保育料は、月額 1 時間につき 1,000 円。30 分の利用区分は月額 500 円。

◆保育所・小規模保育事業所の場合

朝 午前 7 時 30 分 ～ 午前 8 時
夕 午後 4 時 ～ 午後 7 時
午後 7 時 ～ 午後 7 時 30 分（アイگران保育園江南中央のみ）
午後 7 時 ～ 午後 8 時（古知野西・布袋北保育園のみ）

※ 申請は入所承諾書が送付されてからになります。

■令和 8 年度 保育所延長保育料

（月額/円）

保育標準時間の利用区分	料金
午前 7 時 30 分 ～ 午前 8 時	500
午後 7 時 ～ 午後 7 時 30 分 （アイگرانのみ）	500
午後 7 時 ～ 午後 8 時 （古西保・布袋北保のみ）	1,000

保育短時間の利用区分	料金
午前 7 時 30 分 ～ 午前 8 時	500
午後 4 時 ～ 午後 5 時	1,000
午後 4 時 ～ 午後 6 時	2,000
午後 4 時 ～ 午後 7 時	3,000
午後 4 時 ～ 午後 7 時 30 分 （アイگرانのみ）	3,500
午後 4 時 ～ 午後 8 時 （古西保・布袋北保のみ）	4,000

◆認定こども園の場合

朝 午前 7 時 30 分 ～ 午前 8 時 00 分
夕 午後 4 時 00 分 ～ 午後 6 時 30 分

※ 申請は入所承諾書が送付されてからになります。

■令和 8 年度 認定こども園延長保育料 （月額/円）

保育短時間の利用区分	料金
午前 7 時 30 分 ～ 午前 8 時	500
午後 4 時 ～ 午後 5 時	1,000
午後 4 時 ～ 午後 6 時	2,000
午後 4 時 ～ 午後 6 時 30 分	2,500

※ 認定こども園では、保育標準時間での延長保育はありません。

◆利用申請について

- ・利用には、事前に利用申請書の提出が必要です。
- ・求職活動、育児休業の方は利用できません。
- ・変更や中止も原則、前月末日までに申請が必要です。急遽、月の途中に変更が生じた場合は、利用の前日までに申請をしてください。
- ・月の途中から利用を開始した場合及び月の途中で利用を中止した場合でも、月額料金となります。（日割計算はしません。）
- ・月の途中から利用時間を変更した場合は、その月の利用最長時間の金額を徴収します。（日割計算はしません。）

● 延長保育料の減免について（公立園のみ）

次の場合は延長保育料を減免することができます。

- ・児童の保護者が生活保護法の規定による保護を受けているときは、全額を減免する。
- ・市町村民税所得割額非課税世帯に該当する場合は、2 分の 1 を減免する。

【 私的契約児について 】

保育を必要とする要件のない年長・年中・年少児で、保育園の入園を希望される場合、入所定員に空きがある場合のみ入園できます。ただし、幼児教育・保育の無償化の対象ではありません。

【 その他諸費用について 】 (価格は変更することがあります)

アイグラン保育園江南中央、布袋ぼっぽ園、布袋駅ぼっぽ園みなみ、布袋駅ぼっぽ園きたの諸費用に関するご質問は、直接園にお問い合わせ下さい。

		市立保育園（15 園）	アイグラン保育園江南中央	布袋ぼっぽ園 布袋駅ぼっぽ園みなみ 布袋駅ぼっぽ園きた
名札・帽子		全園児 名札 160 円 帽子 920 円～1,100 円程度	全園児（0歳児は名札のみ） 名札 160 円 帽子 920 円～1,100 円程度	
父母会費 (保護者会費)		全園児 月額 200 円		
教材費等	年少、年中、年長	別途必要教材あり。 Web で購入可。 1,490 円程度	1,690 円～2,730 円程度	
給食費(月額) (R8年度参考)		年少・年中・年長のみ (布袋北を除く) 主食費 1,000 円 副食費 5,000 円	年少・年中・年長のみ 主食費 1,000 円 副食費 5,000 円	給食費は保育料に含まれるため徴収していません。
カリキュラム代 (月額)				
施設設備費(月額)				
行事費(年額)				
その他 (令和8年度参考)		おむつとおしり拭き付サービス (希望者のみ) 2,600 円/月	おむつとおしり拭き付サービス (希望者のみ) 3,278 円/月	洗濯サービス（希望者のみ） 2,200 円/月
				おむつサービス（希望者のみ） 3,300 円/月
				帽子、頭巾、道具箱、布団、事務費等 6,700 円
				システム利用料 300 円/月
スクールバス(月額)				

認定江南こども園グレイス・認定こども園みどりの風幼稚園の諸費用に関するご質問は、直接園にお問い合わせ下さい。

		認定江南こども園グレイス	認定こども園みどりの風幼稚園
制服等	3歳未満児 ※予定	スモック(夏・冬) ※1、2歳児のみ 6,200円	
	年少・年中・年長	カバン・帽子・体操服等 51,000円程度	カバン・帽子・セーフティクッション 名札等 年少 12,500円程度 年中・年長 12,000円程度
父母会費 (保護者会費)		年少・年中・年長 年額 6,000円	全園児 年額 3,000円
教材費(年額)		入園時 年少 11,600円 年中 10,800円 年長 14,000円	入園時 7,000円程度 (1、2歳児は3,000円程度)
		進級時 年少 3,021円 年中 5,931円 年長 9,967円	進級時 年少 14,400円 年中 15,600円 年長 18,000円
給食費(月額)		年少・年中・年長のみ 主食費 1,760円 副食費 7,480円	年少・年中・年長のみ 主食費 2,290円 副食費 5,410円
カリキュラム代 (月額)		1歳 ・英語・リトミック 1,000円	
		2歳 ・運動あそび・学研あそび ・英語・リトミック 2,000円	
		年少 年中 ・スイミング・運動あそび ・英語・リトミック(年少児) 3,300円	
		年長 ・スイミング・運動あそび ・英語・剣道・絵画・音楽 3,800円	
施設設備費(月額)		全園児 3,200円	全園児 2300円
行事費(年額)		3歳未満児 行事に係るプレゼント代等 1,500円	
		年少 行事に係るプレゼント代等 3,000円	
		年中 春の遠足代 6,900円	
		年長 秋の遠足代 200円	
		その他 父母の会費、夏まつり代等	
その他		防災ずきん 2,530円	用品代 7,000円程度
		スイミング帽子 790円	
		メロディオン(楽器) 年中以上 6,100円	
スクールバス(月額)		満3歳以上の希望者のみ 3,800円	満3歳以上の希望者のみ 3,500円



令和9年度版 保育所等入所Q&A（江南市）

施設

- Q 江南市内にはどのような保育施設がありますか？
A 市立保育園15園（うち2園は指定管理園）、私立保育園2園、私立認定こども園2園、私立小規模保育事業所2園、認可外保育施設があります（令和9年4月予定）。ここでは、認可外保育施設を除くこれらの保育施設を総称して「保育所等」と表記しています。また、保育所等集、江南市ホームページで、所在地等を確認することができます。

入所

- Q 「保育所」とは、どんなところですか？
A 保育を必要とする乳児・幼児をお預かりし、保育を行うことを目的とする施設です。保育所に入所するためには、教育・保育給付認定の2号認定または3号認定を受ける必要があります。したがって、保育を必要としない乳児・幼児は入所することができません。ただし、公立保育園のみ3歳以上児のクラスにおいて定員に余裕があれば、1号認定を受けて私的契約児として入所することができます。
- Q 「認定こども園」とは、どんなところですか？
A 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。保育を必要とする場合は、教育・保育給付認定の2号認定または3号認定を受ける必要があります。保育を必要としない場合は、1号認定を受けて入所することができます。
- Q 「小規模保育事業所」とは、どんなところですか？
A 江南市が定める認可基準を満たし、認可・確認を受けた小規模な施設です。0～2歳児までの乳幼児を預かり、きめ細やかな保育を行います。保育料は市の基準に準じます。
- Q 教育・保育給付認定とは何ですか？
A 保護者の希望及び状況により、就学前の子どもが幼稚園や保育所等の施設のうち、利用できるものを申請に基づき認定するものです。保育の必要性があり、保育所等に入所するには、2号または3号の認定を受ける必要があります。
- Q 4月入所の申込みをしたいのですが、いつ頃申し込みが始まりますか？
A 例年、前年の10月頃より入所の申し込み受付を開始しています。申込期間等詳細については10月号（予定）の広報・ホームページ等でお知らせしますので、そちらでご確認ください。
- Q 年度途中で保育所等の入所の申込みをしたいのですが、どうすればよいですか？
A 入所希望月の前々月21日～前々月月末までに申し込みをしてください。（土日・祝日を除きます。）空き状況については前々月15日頃にホームページに掲載します。
- Q 入所の申込みをするときに、事前に教育・保育給付認定を受けていなければいけないですか？
A 入所の申込みと一緒に教育・保育給付認定の申請を行っていただくので、申込みの時に教育・保育給付認定を受けていなくても問題はありません。4月入所は認定事務が集中し審査に時間を要することから、教育・保育給付認定証については入所承諾書と一緒に通知する予定です。
- Q きょうだい別々の園になった場合、何か優先的な対応はありますか？
A 4月入園時にきょうだいが別園に入所している場合は、年度の途中で希望園に空きが出れば、空き状況の公開前に対象者に優先的に入所希望の意思確認をします。
- Q 保育所等の入所は先着順で入所決定をするのですか？
A 先着順ではありません。入所の利用調整は、保育を必要とする利用調整の点数の高い方から入所決定をします。
- Q 正規職員、パート職員、自営業では、入所の優先順位がありますか？
A 職種等による優先はありません。入所の利用調整は、保育を必要とする利用調整の点数の高い方から入所決定をします。

- Q 4月から入園した場合、「ならし保育」はできますか？
A 市立保育園では「ならし保育」は行っておりませんが、早めにお迎えに来ていただくことは可能です。
- Q 4月から入園した場合、4月1日から通園はできますか？
A 4月1日から入園式までは、必要に応じて保育所等を利用することが可能です。
- Q 4月に2歳児クラスに入所している令和6年8月1日生まれの子どもが満3歳の誕生日を迎えると、3歳児（年少）クラスへ変わるのでしょうか？
A クラスは令和9年3月31日の年齢を適用しますので、年度中に3歳児クラス（年少）へ変わることはありません。認定区分は、満3歳の誕生日を迎えると3号認定から2号認定に変わりますが、保育料は3歳未満児の金額をご負担いただきます。
- Q 現在、保育所等に子どもが在園していますが、毎年行わなくてはならない手続きはありますか？
A 毎年継続入所のための書類を保育所等へ提出していただく必要があります。詳細につきましては、保育所等を通じてご案内いたします。
- Q 布袋ぽっぽ園、布袋駅ぽっぽ園みなみ、布袋駅ぽっぽ園きたの在園の2歳児の場合、年少の4月入園は新規申込ですか、転園申込ですか？
A 転園扱いとなるため、新規の申し込みは不要です。卒園に伴う転園のため、加点をつけて利用調整をします。
- Q 利用開始後に施設を変更（転園）することはできますか？
A 転園を希望する場合は、市役所で申込期間に保育所転所申込書の提出が必要です。新規入園希望者と一緒に利用調整をし、入園の可否を決定します。希望園に転所できなかった場合は、現在の園に引き続き通園できます。なお、転園が決定した場合は、前の施設に戻ることはできません。
- Q 双子ですが、同じ園に入園できますか？
A 入所の利用調整の結果で、違う園又は一人のみの入園になる場合があります。
- Q 4月入園の結果はいつ頃分かりますか？
A 例年2月中旬ごろに結果を通知いたします。

市外から江南市内の保育所への申込み

- Q 令和8年12月頃に江南市へ転入予定です。令和9年4月からの江南市の保育所の入所の申し込みはできますか？
A 前年の10月頃より入所の申し込み受付を開始しており、転入前でも入所の申し込みはできます。
- Q 令和9年4月15日に江南市へ転入予定です。4月から江南市の保育所等に入所したいのですが、教育・保育給付認定の申請や入所の申し込みはどうすればいいですか？
A 4月入園の申込期間中に江南市へ教育・保育給付認定の申請と入所の申し込みをしてください。ただし、教育・保育給付認定証や保育所入所承諾書は、江南市に転入してからの交付になります。保育所には転入日以降から通うことができます。
- Q 他市に居住し、江南市内で勤務しております。江南市内の保育所へ入所することはできますか？
A 居住する市町村により取り扱いが異なりますので、居住する市町村にお問い合わせください。利用調整については江南市が行い、結果通知は居住する市町村を経由して申込者へ通知されます。なお、江南市では地元市民優先としているため、市外からの受け入れは要件を満たした上で、定員に空きがある場合のみとなります。

市外の保育所への申込み

- Q 令和9年3月1日に他市へ転出予定です。転出先の市の保育所に入所したい場合、申し込みはどうすればいいですか？
A 転出予定の市町村で入所の手続きをしてください。市町村によって申込期日や認定の条件が異なりますので、転出予定の市町村で確認をしてください。

入所要件

- Q 実働5時間の職場で1か月20日間働いています。1か月の実働時間は100時間になります。午後6時まで保育所に預けたいので、保育標準時間で認定してもらえますか？
- A 保育標準時間の認定の基準は、1か月の実働時間が120時間以上の場合です。合計時間が120時間に達しない方は保育短時間認定となります。仕事等の都合により保育短時間の通常の保育時間（午前8時から午後4時まで）を超えて子どもを預ける場合は、延長保育の申込みをして利用していただくことになります。
- Q 保護者2人とも実働が1か月120時間以上あり、保育標準時間の基準を満たしています。しかし、保育所の送り迎えは同居している祖父母が行うので、午前8時から午後4時までの保育時間で十分なので、保育短時間の認定を希望します。保育短時間の認定を受けることは可能ですか？
- A 保育短時間を希望した場合は、保育標準時間に該当する場合でも、保育短時間の認定を受けることができます。
- Q 母はフルタイム就労で実働が1か月120時間以上あり、父は求職活動中ですが、保育標準時間の認定を受けることは可能ですか？
- A 母は保育標準時間に該当し、父は保育短時間に該当します。父母双方の就労状態を考慮し認定を行うため、この場合は保育短時間認定となり、保育標準時間の認定を受けることはできません。
- Q アルバイトで生計をたてながら、就学していますが、アルバイトは月40時間、就学時間は月50時間です。保育所に預けることはできるでしょうか。
- A 就学の場合、就労時間と合算させることができます。時間を合わせると月90時間となるため、保育短時間認定を受け、保育所に預けることは可能です。

提出書類関係

- Q 教育・保育給付認定申請書の希望施設を6園記入するメリットを教えてください。
- A 利用調整の結果、第5希望まで記入の場合は第5希望までの施設で入園の可否が決まります。第6希望まで希望施設が記入しており、第6希望までに入園ができなかった場合は、第1～第6希望園以外で空きのある施設で、入園の意向確認をさせていただきます。
- Q 施設の人気度は、入所決定に影響しますか。
- A 影響しません。入所の利用調整は保育を必要とする度合いの高い方から入所園を決定するため、希望施設の欄には入りたい園から順に記入してください。
- Q 就労証明書に会社印は必要ですか。
- A 押印は不要です。ただし、内容に整合性がない、不明な点があるなどの場合は、勤務先の担当者に問い合わせをする場合があります。

出産・育児休業

- Q 第2子出産のため第1子の入所はできますか。
- A 入所できます。出産を理由として入所できる期間は、出産予定日の前3か月及び出産日の後2か月のうち必要な期間（月単位）です。この期間以降も引き続き希望される場合は、その他の保育を必要とする事由に該当する必要があります。公立保育園のみ3歳以上児のクラスで、定員に余裕があれば、1号認定を受けて引き続き在園することができます。この場合、保育料はかかります。
- Q 令和9年6月1日まで育児休業を取得しています。令和9年4月1日からの入所が決まりしだい、職場復帰を考えています。令和9年4月入所の申込みはできますか？
- A 令和9年4月から職場に復帰をする証明が必要です。職場で令和9年4月復帰の内容を記載した就労証明書を職場でもらったうえで、入所申込をしてください。なお、復帰後には、復帰したことを証明する書類の提出が必要です。
- Q 現在、第1子が在園しています。第2子の産後休暇後、育児休業を取得予定です。引き続き第1子は在園できますか？
- A 第1子が0～1歳児クラスの場合、育児休業期間中は入所できません。2歳以上児のクラスの場合は、「就労証明書」に育児休業取得の内容を記載したものを職場でもらったうえで、引き続き在園することができます。

- Q 現在、第2子妊娠中で令和9年1月出産予定です。4月は育児休業の要件で第1子（3歳児）の入所を希望しますが、第1子の入所の申込はできますか？
- A 3歳以上児のクラスの場合は、育児休業も入所の要件になるため「就労証明書」に育児休業取得の内容を記載したものを職場でもらったうえで、入所申込みができます。
- Q 下の子の里帰り出産で、保育園に在園している上の子もしばらく実家に帰省予定です。登園しなくても在籍をすることは可能ですか。
- A 長期欠席（1ヶ月以上）の場合は、退園になります。

延長保育

- Q 延長保育とは？
- A 利用時間区分を超えて保育する時間のことです。延長保育を利用する場合には、事前に申込みをする必要があります。（別途料金がかかります。）
なお、延長保育の時間帯においても、保育の必要性の基準に該当する必要があります。
（兄弟の習い事、買い物、娯楽、カルチャースクール等に行く場合は該当しません。）
- Q 教育・保育給付認定は保育短時間の認定ですが、仕事が午後4時30分までなので、保育所へのお迎えが午後5時になってしまいます。延長保育で午後5時まで利用することはできますか？
- A 延長保育で午後5時まで利用することができます。保育短時間認定の場合は、保育利用時間が午前8時から午後4時までの時間以外は延長保育の申請が必要です。

保育料・給食費・支払い方法

- Q 保育料について教えてください。
- A 3歳以上児については、保育所保育料が無償化の対象となり保育料はかかりません。ただし、給食費、延長保育料、私的契約児利用料、保護者会費、保育用品費等については無償化の対象外です。
3歳未満児については認定区分（「保育標準時間」「保育短時間」）及び父母（市町村民税が父母共に非課税の場合、同居の祖父母の最多収入者も保育料算定の対象となります）の市町村民税の合計額で保育料が異なります。
- Q 2歳児クラスで入園したが、年度途中で3歳になったら保育料は無償化の対象になりますか？
- A 保育所については、3歳の誕生日がきても引き続き2歳児クラスとなり、保育料は無償化の対象とはなりません。
- Q 市立保育園と私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所では保育料は違いますか？
- A 保育料は同じです。保育料は、入所児のクラス年齢・認定区分（「保育標準時間」「保育短時間」）及び父母（市町村民税が父母共に非課税の場合、同居の祖父母の最多収入者も保育料算定の対象となります）の市町村民税の合計額で決定します。ただし、入園時に準備する物や在園中に購入する物等の内容が異なり、市立保育園と私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所では諸費用に違いがあります。
- Q 税額資料を提出しなかった場合、保育料はいくらになりますか？
- A 正当な理由なく提出しない場合、子どもの年齢に該当する保育料の最高額を徴収します。
- Q 保育料はどのように支払えばよいのでしょうか？
- A 市立保育園（古知野西保育園、布袋北保育園含む）、私立保育園、小規模保育事業所の場合は、原則として口座振替により支払っていただきます。
なお、口座振替日は月末です（12月は25日が口座振替日）。口座振替日が金融機関の休日の場合は、翌営業日になります。
口座振替の手続きは、市内に本・支店のある金融機関で手続きしてください。
※認定こども園、小規模保育事業所の場合は、施設の指定した支払方法になります。
- Q 給食費はかりますか？
- A 3歳以上児については主食費（パン・ごはん）と副食費（おやつ代含む）が必要です。徴収は原則口座振替となりますが、土曜日分は別途徴収となる場合があります。古知野西保育園、布袋北保育園、私立保育園、認定こども園についてはそれぞれで口座振替の用紙が異なります。
3歳未満児は、主食費、副食費ともに保育料に含まれているため、保育所保育料で徴収しています。

Q 滞納した場合、どうなりますか？

A 保育料の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入所できず待機している方に対する公平性に欠け、安定した保育の運営を妨げる要因となっています。

すべてのお子さんが安心して保育を受けられるよう、期限内納付をお願いしますと共に、支払いが困難なご家庭につきましては、分納によるお支払い等納付計画の相談もお受けしますので、こども未来課までご連絡ください。

なお、滞納した場合は、下記のとおり滞納整理を実施します。

- ・督促状の送付、自宅・勤務先等への電話・訪問による督促を行います。
- ・退園、卒園されても督促を行います。
- ・滞納状況の改善が確認できない場合、地方税の滞納処分の例により処分を執行したり、新たな保育サービスの利用を制限させていただくことがあります。

その他

Q 保育園の見学はできますか？

A 各園で見学日を設けていますので、その日にご参加ください。その他、ほほえみ広場や園庭開放などもご利用ください。（ホームページでご確認ください）

Q 食物アレルギーがあるのですが、受け入れできる保育所等がありますか？

A 原則としてどの保育所等においても除去食等の対応を行っておりますが、生活管理指導表等の書類の提出が必要です。入所前に入所予定の施設へご相談ください。

Q 内定後に入所を辞退したい場合、どうすればよいですか？

A 速やかにこども未来課までお知らせいただき、「教育・保育給付認定取消願兼退所届」の提出をお願いいたします。なお、入所の辞退は本来内定できた方が、内定できない等大きな影響がありますので、よくご検討の上、入所の申し込みをしてください。